

東川町町有施設  
公募型プロポーザル方式による  
売払い事業募集要綱



令和3年8月

東 川 町

# 東川町町有施設公募型プロポーザル方式による売払い事業要綱

## 1. 事業の概要

本事業は、東川町（以下「町」という。）が町内に所有している施設（以下「町有施設」という。）について、町有施設の利活用計画などの提案を受け、それらを総合的に審査するプロポーザル（事業企画提案）方式により民間事業者等への施設売払いを行うものです。

このことは、民間事業者等の創造性豊かで高い発想力を最大限に活かした新たな起業の促進、定住・交流人口促進など、地域の活性化を図ることができる売払い候補者を選定し有効な施設利用を図るものです。

## 2. 町有施設の概要

町有施設の概要は次のとおりです。

所在地	東川町東8号北1番地（別途図面参照）
地目	宅地
地積等	297.46㎡ 建物構造 コンクリート・ブロック造2階建
法令等の規則	建築基準法第6条1項4号区域外 建築基準法第22条区域外 美しい東川の風景を守り育てる条例（平成14年1月1日条例第1号）
交通条件	旭川電気軌道道草館バス停 5.1km
周辺環境	住宅地 農地
接面道路	道道旭川旭岳温泉線
関連施設等整備状況	汲み取り式トイレ
支援制度	産業振興支援制度・中小企業融資制度等 注1
活用用途	商業 他

注1 東川町ホームページ「くらしのガイド」「助成・支援制度」参照

## 3. 最低売払い価格

1,935,000円

土地の評価額及び建物の価格としています。

## 4. 予定契約時期

(1) 契約時期

令和3年9月（予定）

## 5. 売払い設定条件

(1) 給水施設への接続の指定

受け渡し完了日からすみやかに建築物と給水施設への接続を行ってください。給水施設への接続にかかる費用は、本プロポーザルによる取得者の負担とします。

(2) 所有権移転の禁止

売買契約の日から5年間は、町の許可を得た場合を除き、所有権の移転はできません。

(3) 目的外使用の禁止

受け渡し完了日から5年間は、町の許可を得た場合を除き、事業計画書に基づく事業以外の目的に利用できません。

(4) 申込みの制限

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の各号に掲げる用途を計画されている方の申込みはできません。

(5) 法的手続きの遵守

本要綱の「2. 町有施設の概要」の法令等の規制欄に掲げている要件以外に法的許認可や協議を行わなければならない場合は、事業者の責任において行ってください。

(6) 事業運営計画書の提出

運営期間5か年の事業運営収支計画書の提出をしてください。

任意様式 1部

## 6. 応募者資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第824条の規定による解散命令を受けていない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号のいずれにも該当しない者

## 7. 公募手続き

(1) 手続

公募の方法はプロポーザル（事業企画提案）方式とします。

本公募への参加を希望する事業者等の方から、売払い料や施設利用計画等事業計画に関する提案内容等を記載した提案書(任意様式)を求めます。その後、別途設置する「東川町町有施設売払いプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）での審査結果を踏まえて、町が優先交渉権者、次順位交渉権者を決定し、町有施設売払い契約等必要な契約の締結を行い、町有施設の売払いを行います。

共同出資、共同経営として応募する場合は、代表者を定め様式1(応募申込書)備考欄に構成員等を明記の上代表者が手続を行ってください。

書類の提出は、様式1(応募申込書)、提案書(任意様式)、様式2(売払い料提案書)、5. 売払い設定条件(5)をそれぞれまとめて提出ください。

ア.提出部数 様式1、様式2 1部 提案書(任意様式) 10部

イ.提出期限 令和3年8月30日(月)17時まで

持参又は郵送すること（ファクシミリによるものは受け付けない）。

ウ.受付窓口 〒071-1492 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

東川町役場 企画総務課 総務室

電話：0166-82-2111 FAX：0166-82-3644

(2) 募集要綱の配布・公表

募集要綱は、令和3年8月11日(水)から東川町役場2階の企画総務課で配布します。

配布時間は、東川町役場開庁日の8時30分から17時15分です。また、町公式ホームページ上（<https://town.higashikawa.hokkaido.jp/>）からダウンロードもできます。

(3) 本事業に関する質疑(様式3)・回答

ア. 受付期間及び回答日

質疑は、令和3年8月30日(月)までの間、随時質疑を受け、随時質疑者へ回答を行います。質疑事項は、必要に応じて町公式ホームページ上でも公開致します。

## イ. 質疑の方法

①本事業に対する質問がある場合は、質疑書（様式 3）により受付けしますので、質問内容等を記入し、受付期間内に東川町役場企画総務課まで持参するか、電子メール又はFAXにより提出してください。郵送や電話での受付は行いません。

②質問 1 件につき、1 枚の質疑書を使用してください。

(4) 提出場所「(1) 手続」受付窓口による

電子メールアドレス E-mail: [soumu@town.higashikawa.lg.jp](mailto:soumu@town.higashikawa.lg.jp)

## 8. 提案書等の審査

### (1) 審査体制

本公募の交渉権者選定においては、町長、副町長、関係課長等で構成する審査委員会において行います。

### (2) 審査方法

審査については、新たな起業の促進、定住・交流人口促進など、地域の活性化を図ることを踏まえて、応募者から 15 分～20 分程度の事業計画説明を頂き、総合的に評価して審査します。

審査時期は、9 月 6 日(月)16 時を予定していますが改めて審査日時場所はお知らせします。

## 9. その他

### (1) 費用の負担

応募及び調査等に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

### (2) 応募者の公表

町は、提案書等の提出を受け付けた時点で、応募者の名前を公表することができるものとします。

### (3) 提案書等の変更の禁止

応募者が提出した提案書等の内容の変更（書き換え、差し替え又は撤回等）は認めません。

### (4) 応募者の資格の失効

応募者が次のいずれかに該当することとなった場合は、応募者の資格が失効されます。

ア. 募集要綱「6. 応募者資格要件」を満たさなくなった場合

イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ. 町の求めた書類を期限までに提出しなかった場合

エ. その他応募に関して不正な行為があった場合

### (5) 提案書等の取扱い

応募者が提出した提案書等は、本公募実施に関する町議会等への報告等に必要な場合及び情報公開条例に基づき公開の請求があった場合は公表するものとします。

なお、提案書等の応募に係る書類は返却しません。

### (6) 著作権及び意匠

提出された提案書及び提出図書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとします。なお、提案書等のなかで第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者にすべて帰属するものとします。

### (7) その他

提出書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。